

はじめに

日本では、現行法制下、各自治体は、3年ごとに介護保険事業計画を更新しなくてはなりません。一宮町でも、令和3年度からの3年間を期間に、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を一体化した第8期計画を策定する必要があり、作成した成果が本書です。高齢者保健福祉事業・介護保険事業は、高齢者の方々を中心に、ある程度需要の動向が推定されることから、こうした実行計画が決められることは、実際に大きな効力があります。

一宮町では、以前予測していたよりも、介護認定の件数や、介護に関わる給付費などの伸びが緩やかで、介護保険特別会計の収支の状況も、予測よりも良好です。これがどういう要因によるものなのか、明確な理由は必ずしも判然としません。しかし、町の介護予防の各種事業の成果が上がっているものであるとすれば、わたくしども役場のスタッフとしては、大変うれしいことです。介護保険特別会計の収支が悪化していないことは、県下でも類例は少なく、大変ありがたいことであり、関係する皆様のご協力に、深甚なる敬意と感謝を申し述べたく存じます。

また、ひとつ特記しておきたいこととして、高齢者の皆様の主観的満足感について、10点中8点以上とお答えいただいた方の割合が、3年前（平成29年）の43.8%から50.3%と、大きく上昇したことがあります。これも、十分な根拠は分かりませんが、役場の仕事が皆様のお暮らしの満足感を引き上げることに貢献しているとすれば、大変うれしいことで、役場としては、大変光栄に存ずるところです。

こうした状況を背景に、基準介護保険料についてですが、今期も、第7期に引き続いて値下げをいたしました。第7期の計画では、ひと月5,200円から5,100円に100円引き下げましたが、今回の第8期では、さらに100円引き下げ、5,000円に設定いたしました。将来の長期的予測に基づくと、今後は値上げへ向かうことが予想されますが、まずは今回、被保険者の皆様の負担を少しながら減らせたことは、役場一同、大きな喜びです。

本書が、一宮町の介護保険事業に関わる皆様に、今後3年間、適切で最良のサービスを差し上げる指針となることを心より期待して、本計画を制定いたします。

令和3年3月
一宮町長 馬淵昌也

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画策定の位置付け.....	2
3. 計画策定の期間.....	3
4. 計画の策定体制.....	3
5. 日常生活圏域について.....	4
第2章 計画策定に関連した制度改正等について	5
1. 制度改正の主な内容について.....	5
2. 第8期介護保険事業計画策定のポイント.....	8
第3章 高齢者を取り巻く現状	9
1. 人口・世帯等の推移等.....	9
2. アンケート結果からみた高齢者の状況.....	15
第4章 介護保険事業の現況と将来計画	49
1. 今後の介護保険事業の運営にあたって.....	49
2. 第7期の介護・介護予防給付事業の実績.....	50
3. 各種介護保険サービス.....	52
第5章 高齢者福祉施策	61
1. 基本目標① 健康を維持し、いつまでも元気であることのできる仕組みづくり.....	62
2. 基本目標② 高齢者を地域で支え合う仕組みづくり.....	79
第6章 第1号被保険者の保険料	89
1. 介護給付費と実質保険料.....	89
2. 第1号被保険者の保険料算定.....	90
3. 一宮町・千葉県平均・全国平均における基準額の推移.....	95
第7章 計画推進のために	97
1. 計画の推進方策.....	97
2. 計画の進行管理.....	98
資料編	99
1. 一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会設置条例.....	99
2. 一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会委員名簿.....	100